

上下水道事業関連条例改正について

1 飯田市上下水道事業運営審議会条例 令和8年3月 改正

【概要】

上下水道事業運営審議会における調査審議中に委員の任期が到来した場合に、審議の中断や一貫性が保たれなく懸念があるため、審議の継続性を確保する観点から任期延長を可能とする。

【改正後条文】

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第2条に規定する調査審議が完了するまでの間、委員の任期を延長することができる。